

第11回合志市スポーツフェスティバル参加者募集



スポーツに最適なこの季節、楽しく体を動かしてリフレッシュしてみませんか。
 たくさんの参加をお待ちしています。詳しくは各協会にお問い合わせください。
 ※申・問…申し込み・問い合わせ先

大会名	とき	ところ	申込締切	内容など（参加費の記載がないものは無料）
ビーチボールバレー・ベタンク大会	10月7日 (土)	西合志南中学校体育館 西合志東小学校体育館	9月22日 (金)	対 象 市内在住者（各区対抗） 申・問 各区長・スポーツ推進委員会 （生涯学習課スポーツ振興班） ☎242-1190
第12回ソフトテニス初心者大会	10月1日 (日)	みずき台 テニスコート	9月23日 (土)	対 象 小学生以上の初心者のみ ※現役選手は参加不可 申・問 市ソフトテニス協会事務局 後藤 ☎080-1795-6337
グラウンドゴルフ大会	10月5日 (木)	総合運動公園 多目的グラウンド	9月24日 (日)	対 象 市グラウンドゴルフ協会 申・問 市グラウンドゴルフ協会 合志支部 吉岡 ☎248-1346 西合志支部 福原 ☎242-1855
なぎなた大会・体験教室	10月28日 (土)	武道館	10月20日 (金)	対 象 市内在住なぎなた愛好者・なぎなた 申・問 に興味のある人 市なぎなた連盟 小島 ☎242-3077
第4回合志市秋季親善ソフトボール大会	9月24日 (日)	総合運動公園 多目的グラウンド	9月19日 (火)	内 容 スローピッチ大会 対 象 市内に居住または勤務している18歳 申・問 以上の男女 参加費 1万円（1チーム） 市ソフトボール協会 田尻 （環境衛生課）☎248-1202 ※監督者会議…9月20日(水)
合志市歩こう会ウォーキング	10月6日 (金)	竹迫城址周辺	9月22日 (金)	対 象 市歩こう会会員・市内在住の希望者 申・問 市歩こう会 外村 ☎288-0945
バウンドテニススポーツフェスタ	10月15日 (日)	泉ヶ丘体育館	10月1日 (日)	内 容 団体戦 対 象 市バウンドテニス協会 申・問 市バウンドテニス協会 藤本 ☎248-7412
ミニバレーボール大会	11月5日 (日)	合志中学校体育館	10月12日 (木)	対 象 市内在住者、市内勤務者、市ミニバ 申・問 レー協会会員（学生不可） 参加費 1,500円（1チーム） 市ミニバレーボール協会 杉谷 ☎090-2517-8248
軟式野球大会	10月15・ 22・29日 (日) ※29日は 予備日	総合運動公園 野球場	10月3日 (火)	対 象 市軟式野球連盟会員・市内在住者ま 申・問 たは市内勤務者過半数で編成するチ ーム 市軟式野球連盟 松本 （菊池広域連合） ☎0968-38-0171
バドミントン大会	10月22日 (日)	西合志南中学校 西合志東小学校	10月14日 (土)	対 象 市内在住者、市内勤務者、近隣愛好家 申・問 市バドミントン協会 平崎 ☎345-9328
合志市長杯争奪弓道大会	10月9日 (月)	合志市宮弓道場	9月30日 (土)	対 象 市内・近隣市町の弓道愛好家 申・問 市弓道協会 古荘 ☎090-3079-6631

消費税軽減税率制度説明会を開催します

平成31年10月1日の消費税の引き上げとともに、消費税の軽減税率が実施されます。軽減対象品目を取り扱う消費税の課税事業者だけでなく、会議費や交際費として飲食料品などを購入する事業者や消費税の免税事業者にも大きく関係します。取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要ですので説明会にぜひご参加ください。

●説明会

とき	ところ
10月23日(月) 午後2時～午後3時	菊陽町役場 2階大会議室 (菊陽町大字久保田2800)
10月24日(火) 午前10時～午前11時	菊池市福祉会館 2階大研修室 (菊池市隈府888)
10月26日(木) 午後2時～午後3時	御代志市民センター 2階集会室 (御代志1661-16)

※駐車場に限りがありますので、なるべく公共交通機関を利用してください。

※住んでいる市町村に関係なく、どの会場の説明会にも参加できます。

●軽減税率の対象品目

- ①食品表示法に規定する食品
（酒税法に規定する酒類を除く）
- ※外食は含まれない。
- ②定期購読契約を締結し、週2回以上発行する新聞

●申込方法

電話申し込み。自動音声の案内に従ってダイヤル2を選択してください。

●申し込み・問い合わせ先

菊池税務署 総務課 ☎0968-25-2121

私のこれまでの人生を振り返って見たとき、幼少期を過ごした合志の地で再び子どもたちに囲まれて仕事ができることに、不思議な運命のようなものを感じました。

私が保育士として保育園に就職した年は、高度経済成長が続く昭和40年でした。この40年後半から50年にかけて女性の社会進出が始まり、働き方もさまざまで、家庭に軸足を置いたパートや非常勤職員として働く女性が増えていきました。

しかし、「結婚＝退職」「出産＝退職」といった労働慣行は正規職員もパートや非常勤職員も同じで、長く働くことはできず企業だけでなく、保育現場も残念ながら例外ではありませんでした。



男女共同参画推進懇話会
にしぐち しげこ
委員 西口 茂子

働く親に代わって子どもを保育するのが保育園の使命なのに、同じ働く女性である保育士が、どうして「結婚＝退職」なのかと悶々とした日々を過ごしたこともあったのです。

しかし、時が流れ昭和60年に男女雇用機会均等法が制定され、労働慣行もなくなり、安定して働く環境が整い、やっと女性が長く働くことができるようになりました。

平成に入り、数回にわたって男女雇用機会均等法が改正され、どの企業でも男女の性別に関わらず、個人の能力に応じて働く機会が均等に与えられ、女性が活躍できるようになりました。女性が活躍の保育現場でも男性保育士が活躍し、働きやすい職場へと変わって保育園も活気づいてきました。

これからも保育園と保護者、地域社会が協力し子育てを共有、環境づくりに努め、働く母親（女性）が社会で輝けるよう支援していきたいと考えています。

素敵な人生

素敵なパートナー